

ORION データの第三者提供に関する基本方針（案）

1 データの取扱い（要領 P 1 事務取扱要領の目的）

- ORION データは個人情報となる情報は収集していないが、個人を識別でき得るデータであるため、個人情報保護条例に則した取り扱いを行う。

2 提供目的と対象（要領 P 2～3 ORION データ等の提供目的と対象）

- 大阪府民の健康増進・大阪府の救急医療体制の向上を提供の目的とし、提供対象は府内救急告示医療機関、府内消防機関とする。
- 目的外の申請及び利用を防ぐため、申請は個人が行うが、所属機関の承諾を申請要件とする。

3 提供しないデータ（要領 P 3 ORION データ等の提供に際しての基本原則）

- 個人、医療機関及び消防機関が特定される情報は、第三者には提供しない。

4 公表前の確認（要領 P 2 1 申請者による研究成果等の公表）

- 研究成果の公表前に大阪府への報告を義務付け、個人が識別できないこと及び特定の医療機関、消防機関等に不利益が生じないかを確認し、場合によっては公表を禁止する。

5 不適切利用への対応（要領 P 2 2～2 3 ORION データ等の不適切利用への対応）

- 申請者が目的以外の利用を行った場合などは、利用を取り消すとともに、ORION データ等の提供を一定期間禁止し、成果物の公表も禁止する。
- 不適切利用が所属機関自体の問題に帰すべき場合、当該所属機関に属する他の申請者等に対しても ORION データ等の提供を認めないことがあり得る。